

# 地域の食文化普及のためのコンクール助成 募集要項

2024年10月吉日  
公益財団法人公益推進協会

## 1. 助成の趣旨

この助成で、地域の食材と食文化を生かしたコンクールを開催し、低迷する食料自給率の向上につなげ、人々の健康増進と生活力向上、地方活性化に貢献しようとするものです。

## 2. 応募資格

以下の(1)~(2)のすべてに該当する団体であること。

- (1) 「食文化関連のイベント等の開催」に関連する事項をすでに定款に定めている非営利法人
- (2) 公益事業のみを行う既存の非営利法人（法人設立前の団体は該当しません）

## 3. 対象となる活動と助成件数

2024年11月1日から2025年10月31日までの期間に完了する事業（日本国内での活動）

<助成件数> 1件

## 4. 助成額

費用対効果やコスト意識を重視するため、特に制限を設けません（補助率等の制限もありません）

## 5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する人件費や謝礼金、継続してコンクールを行うための運営委員会などの設置費用など基盤整備に必要な費用についてはこの限りではありません。

## 6. 応募手続

### (1) 応募書類

- ① 応募用紙 ※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。
- ② 定款、履歴事項全部証明書の写し、企画書（任意）、見積書又は請求書（経費に関わる金額の証明のため、様式自由） ※プリンター等で印字してください。

### (2) 応募方法

応募書類一式を下記記載の当財団の住所に郵送して下さい。

<募集期間> 2024年11月1日~2024年11月14日必着（直接のご持参はご遠慮ください）

## □選考及び助成の決定

当財団の設置する選考委員会において書類選考し、常任理事会で決定します。

選考結果は2024年11月下旬に応募者に文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

## □助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成対象者の義務等

- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、6ヶ月以内に下記書類を提出してください。
  - ① 助成事業報告書（指定書式）
  - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

□個人情報の取り扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規定」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。

□応募に当たっての注意事項（必ずお読みください）

- (1)申請書提出後の修正は受け付けておりません。また、当財団より修正を求めることはいたしませんので、くれぐれも不備のないようご注意ください。
- (2)提出いただいた書類および関連資料は返却いたしませんので、ご了承ください。
- (3)助成金の支払いは、申請団体の銀行口座へ振り込みとなります。その他の方法や個人口座へのお支払いはいたしませんので、ご了承ください。
- (4)当該事業の広報物（WEB サイト、チラシ、ポスター、プログラム等）には、必ず、「助成：公益財団法人 公益推進協会」と表示して下さい。
- (5) 事業内容を変更、事業を延期・中止する場合、重複受給となる場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。
- (6)原則として現地事業視察を実施致します。有料入場の場合はその旨ご配慮願います。
- (7)当該事業の経理は、原則としてその他の事業経理と分け、支出を証する書類は収支簿とともに5年間保存してください。当財団から監査に伺うことがあります。
- (8)最終的に提出いただいた事業完了報告書の事業成果及び経費内容等を審査した上で完了となります。事業内容に大きな変更があった場合、事業費総額が減少した場合、領収書が未提出または助成対象経費と認められない経費の支出があった場合等は、その分を返金していただきます。また、当財団から監査に伺うことがあります。
- (9) 助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務等に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。
  - ① 助成対象事業が完了しなかったとき
  - ② 助成金を他の用途に利用したとき
  - ③ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
  - ④ 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
  - ⑤ 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
  - ⑥ 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

□応募・問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 地域の食文化普及のためのコンクール助成係 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階 TEL：03-5425-4201 E-mail：info@kosuikyo.com
---